

松本市松原第6町会規約施行規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、松本市松原第6町会規約（以下「規約」という。）第40条第1項の規定に基づき、規約を実施するために必要な事項を定める。

第2章 入会及び退会

(入会届及び移動届)

第2条 入会届は、様式1により第10条第2項に規定する班長を経由して会長に届け出るものとする。

2 会員又は会員と同一世帯の会員が、分離独立して、この会の区域内に世帯を構え、引き続き会員でいる場合又は入会する場合は、その移動又は入会を届け出るものとする。

3 移動届は、様式2により班長を経由して会長に届け出るものとする。

(退会届)

第3条 退会届は、様式3により班長を経由して会長に届け出るものとする。

第3章 会 費 等

(入会金)

第4条 この会に入会しようとするものは、入会金として一世帯につき5,000円を入会時に納めなければならない。但し、借家会員については、その借家又はアパート等の各戸ごとに定める金額を、それらの貸主が責任をもって納めるものとし、その納め終わった借家又はアパート等の各戸については、その後の入居者が入れ替わっても入会金の納付は不要とする。

2 この会に入会しようとする賛助会員は、入会金として5,000円を入会時に納めなければならない。

3 納入方法は、入会時の一括納入とする。

(会費)

第5条 会員は、事業年度毎に会費として、一世帯につき、正会員は8,000円、賛助会員は8,000円、借家・アパート会員は5,400円、一人親家庭会員及び75歳以上の独居会員は4,000円、独身借家会員は1,200円をその年の4月に一括して納めなければならない。

但し新たに入会する会員の入会日は毎月1日とし、入会年度の会費は、入会月を含めて入会年度末月までの月数分の会費を納めるものとする。

2 一人親家庭会員とは、単親で子を養育し、かつ第一子の年齢が20歳以下である会員をいう。その場合、世帯主を一時的に変更している場合（単身赴任等）は対象とならない。

3 75歳以上の独居会員とは、当該年度の4月1日時点で満75歳に達している独居会員の世帯をいう。

4 独身借家会員とは、単身で借家・アパート等に居住する会員をいう。

- 5 第1項に掲げる会費のうち、3分の2（端数が生じる場合は、100円未満切り捨て）にあたる金額は、松原地区町会連合会（以下「町会連合会」という。）の拠出金として、連合会会則第6条第3号に定める会計に送付する。
- 6 第1項に掲げる会費及び第4項に掲げる拠出金の額を変更する場合は、松原地区すべての町会（以下「7町会」という。）の統一を図るため、7町会の会長と連合会会長が事前に協議するものとする。

（公民館建設維持協力金）

- 第6条 会員は、第11章で規定する松原町内公民館施設の維持・管理・拡充のための基金として、公民館建設維持協力金を一世帯につき30,000円納めなければならない。
- 2 借家会員は、その貸主が責任をもって納めるものとし、金額は30,000円とする。
 - 3 アパート会員の公民館建設維持協力金は、貸主が下記の金額を一括で納めるものとする。
 - （1） 一棟が10戸未満の場合 一棟当たり100,000円
 - （2） 一棟が20戸未満の場合 一棟当たり200,000円
 - （3） 一棟が20戸を超える場合は、松原町内公民館管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）の協議によるものとする。
 - 4 第2項及び第3項の公民館建設維持協力金については、入居者が入れ替わっても納付は不要とする。
 - 5 納付された公民館建設維持協力金は、7町会が定める松原町内公民館管理運営委員会設置規則第2条に定める会計に納付する。
 - 6 7町会の統一を図るため、公民館建設維持協力金の額を変更する場合は、運営委員会で事前に協議するものとする。

（会費等の減額、免除）

- 第7条 特別の事由がある会員世帯については、役員会で認めた時に限り、入会金、会費、公民館建設維持協力金を減額又は免除することができる（事前に管理運営委員会で協議）。
- 2 役員会で認めた場合、公民館建設維持協力金を分割納付できる。但し、その場合、会計年度内に納めることが原則である。

第4章 会議の表決方法

（表決の方法）

- 第8条 規約第25条第1項に規定する事項の表決は、世帯ごとに意思を統一し、その世帯を代表する会員が、その世帯内会員数分の表決権を一括して、次の各号に掲げる方法により行使する。
- （1） 総会に出席する会員を、その世帯を代表する会員とし、その会員は世帯内会員数分の表決権を行使する。その場合、世帯を代表する会員は、事前に世帯内会員数を表明する。
 - （2） 規約第26条の規定に基づき、書面をもって表決する会員は、その書面に世帯を代表する会員の住所、氏名及び会員数を明記し、所定の期日までに班長を経由し会長に提出する。会長は、その書面を総会当日に議長に提出する。

- 2 規約第25条第2項に規定する事項の表決は、第1項に定める世帯を代表する会員が、世帯内会員の意思をまとめて表決権を行使する。
- 3 第1項第1号又は第2号の規定は、前項の表決における書面表決又は表決の委任にそれぞれ準用する。

第5章 町会役員等の職務他

(町会役員等の職務他)

- 第9条 役員は、規約第4条及び第5条の基本的指針を尊重し、総会において会員の中から選任しなければならない。役員候補者は各班輪番とし、別途定める輪番表に則って選出するものとする。
- 2 会長は、町会を統括し、町会事業及び町会連合会事業の円滑な遂行をはかる。又会長は、町会連合会の理事と選考委員にあたる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。又副会長は町会連合会の選考委員にあたる。なおかつ町内公民館長も兼ねる。
 - 4 町内公民館長は、町会内の公民館活動を推進するとともに、松原地区他町会の町内公民館長と協力し、松原町内公民館の管理運営にあたる。
 - 5 会計は、会計事務及び町会等の取り扱い事務を担当する。また会計は町会連合会の選考委員にあたる。
 - 6 監事は、町会の業務及び会計並びに資産の状況を監査する。

第6章 班

(班及び班長)

- 第10条 町会事業の円滑な遂行のため、町会を別表1のとおり4の区域に分け、班を組織する。
- 2 各班に正副班長を各1名ずつおく。正副班長は、各班内で互選する。
 - 3 班長は、班内を統括し、町会役員を補佐して町会事業及び町会連合会事業の円滑な遂行をはかる。任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、その職務を代行する。任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員会及び班会)

- 第11条 役員会は総会に次ぐ、町会における重要な審議議決機関である。会長は、会務を円滑に運営するため、役員会を毎月開催する。

(班会)

- 第12条 班長は、必要に応じて班会を招集することができる。班会は、各班に所属する会員をもって構成する。

第7章 専門部

(専門部)

- 第13条 町会事業の専門的業務を行うため、次に掲げる専門部をおく。
- (1) 衛生部
 - (2) 防災防犯部

(3) 交通安全部

(4) スポーツ部

(5) 文化広報部

2 各専門部の選任数は、部長1名、副部長1名とする。

3 各専門部は松本市松原地区町会連合会の会則並びに各専門部会の会則に則り、対応する専門部会の部員としてその任に当たる。

第8章 会 計

(会計事務)

第14条 出納については、会長において承認されたもの以外の出納を行うことはできない。

2 金品の出納を行う場合は、証拠書類を確認した上でなければ出納を行うことはできない。

但し、会長が特別に認めた場合は、この限りでない。その場合は、事後速かに証拠書類等の提出を求めるものとする。

第9章 諮 問 機 関

(特別委員会)

第15条 会長は、特別委員会を設置し、特別委員に対して町会の運営その他重要事項、又は特殊事項について意見を求めることができる。

2 特別委員会の委員は、役員会の議決により会長が委嘱する。

3 委員の任期は、町会役員の任期以内で会長が定める。

第10章 個人情報管理

(個人情報)

第16条 この会で管理の対象とする個人情報は、下記のとおりとする。

(1) 会員名簿（構成員名簿）の情報

(2) 町会連合会でまとめる災害時要援護者名簿等の情報

(3) 市等外部機関及び団体等から提供される名簿等の情報

(4) その他、役員会で認めた個人情報

(個人情報の管理)

第17条 この会で得た個人情報は、会長の責任において保管、管理するものとし、役員会で認めた場合は会長以外の役員及び専門部長、班長に代行管理させることができる。

(個人情報の利用)

第18条 個人情報の利用は、その情報を得た目的以外の利用は一切認めない。

(個人情報の廃棄)

第19条 第16条に定める名簿等の記録された情報は、保存期限を経過した場合、速やかに廃棄するものとする。

2 情報が記録されている媒体の廃棄にあたっては、外部に漏えいしないよう、手書き及び印字情報については復元できない形に処分し、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。

なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

第11章 松原町内公民館

(松原町内公民館の位置づけ)

第20条 松原町内公民館とは、7町会で共有する町内公民館を指す。

(町内公民館の使用)

第21条 町内公民館の使用に関しては、7町会が定める松本市松原町内公民館使用及び管理に関する規定による。

第12章 代議員

(代議員の選出)

第22条 松本市松原地区町会連合会会則第12条の規定に基づく代議員は、各班役員から選出する。但し、連合理事を務める役員は代議員を兼任できない。

第13章 雑 則

(役員等の報奨)

第23条 役員等の報奨は、別に定める松本市松原第6町会役員報奨規定による。

(旅費・日当)

第24条 町会事業に関する事で、役員会において特に必要と求められた場合については、別に定める規程により、関係する役員及び会員等に旅費及び日当を支給することができる。

(表彰)

第25条 町会の発展に著しく貢献した者、若しくは特に善行のあった者に対しては、役員会の議決により、これを表彰し金品を贈呈することができる。

(慶弔)

第26条 会員の葬儀に際しては、葬儀に参列し弔意を表すると共に、別に定める松本市松原第6町会弔慰金規定により香典をおくるものとする。

2 前項が適用される事態が生じたときは、関係する班長又は副班長は、速やかに三役に連絡しなければならない。

3 町会のために特に功績のあった者の慶弔については、役員会の議決により金品を添えてその意を表することができる。

(改廃)

第27条 会長は、この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、役員会の議決を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この施行規程は、平成26年4月1日から施行する。
この施行規程は、平成30年4月1日から施行する。

この施行規程は、令和2年4月5日から施行する。

この施行規程は、令和4年4月1日から施行する。

この施行規程は、令和5年4月17日から施行する。

この施行規定は、令和7年4月13日から施行する。

この施行規程は、令和8年4月12日から施行する。

(旧細則)

2 この規程施行以前の松本市松原第6町会規約施行細則は廃止する。

(経過措置)

この規程の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

入 会 届

松 本 市 松 原 第 6 町 会

町 会 長 殿

会員の区分 (正会員・賛助会員・借家アパート会員・一人親家庭会員・
独身借家会員)

所属班 (第 班)

入会年月日 (年 月 1日)

入会者住所 松本市大字松原_____Tel ()

世帯主 ^{フリガナ}氏名 _____印(年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

この度、貴会の区域内に居住するにあたり、貴会の目的に賛同し入会したいので松本市松原第6町
会規約施行規程第2条第1項により本書を届けます。

会 員	班 長	会 計	副 会 長	会 長

移 動 届

松 本 市 松 原 第 6 町 会

町 会 長 殿

会員の区分 (正会員・賛助会員・借家アパート会員・一人親家庭会員・
独身借家会員)

所属班 (第 班)

移動年月日 (年 月 1日)

移動者住所 松本市大字松原_____Tel ()

世帯主 ^{フリガナ}氏名 _____印(年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

この度、貴会の区域内に居住するにあたり、貴会の目的に賛同し移動したいので松本市松原第6町会規約施行規程第2条第3項により本書を届けます。

会 員	班 長	会 計	副 会 長	会 長
			(

退 会 届

松 本 市 松 原 第 6 町 会

町 会 長 殿

会員の区分 (正会員・賛助会員・借家アパート会員・一人親家庭会員・
独身借家会員)

所属班 (第 班)

退会年月日 (年 月 1日)

退会者住所 松本市大字松原_____Tel ()

世帯主 ^{フリガナ}氏名 _____印(年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

^{フリガナ}氏名 _____ (年 月 日生)

この度、都合により貴会を退会したいので、松本市松原第6町会規約施行規程第3条により

本書を届けます。

会 員	班 長	会 計	副 会 長	会 長

松原第6町会 役員輪番表(規約施行規程第9条)

2026年 4月12日改正

任期2年制28年度より実施

	任期	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	R2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	
町会長	2年	1	1	2	2	6	6	5	5	4	4	3	3	7	7	8	8	1	1	②	②	③	③	④	④	①	①	②	②	③	③	④	④	①	①	
副町会長	2年	7	8	1	3	2	4	6	6	5	5	7	7	8	8	1	1	2	2	③	③	④	④	①	①	②	②	③	③	④	④	①	①	②	②	
会計	2年	3	4	5	6	7	8	1	1	2	2	4	4	3	3	5	5	6	6	④	④	①	①	②	②	③	③	④	④	①	①	②	②	③	③	
監事(2名)	2年	4	5	6	7	8	1	2	3	4	4	2	2	3	3	4	4	5	5	①	①	②	②	③	③	④	④	①	①	②	②	③	③	④	④	
衛生部	2年	2	3	4	5	6	7	8	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6	②	②	③	③	④	④	①	①	②	②	③	③	④	④	①	①	
防災防犯部	2年	3	4	5	6	7	8	1	2	3	3	4	4	5	5	6	6	7	7	③	③	④	④	①	①	②	②	③	③	④	④	①	①	②	②	
交通安全部	2年	8	1	2	3	4	5	6	7	8	8	1	1	2	2	3	3	4	4	④	④	①	①	②	②	③	③	④	④	①	①	②	②	③	③	
スポーツ部	2年	7	8	1	2	3	4	5	6	7	7	8	8	1	1	2	2	3	3	①	①	②	②	③	③	④	④	①	①	②	②	③	③	④	④	
文化広報部	2年	5	6	7	8	1	2	3	4	5	5	6	6	7	7	8	8	1	1	②	②	③	③	④	④	①	①	②	②	③	③	④	④	①	①	
福祉部	2年	4	5	6	7	8	1	2	3	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8																	
育成会	2年															1	1	2	2																	
健康づくり推進委員会	2年	6	7	7	8	8	1	1	2	2	6	6	7	7	8	8																				
議長(総会日の年度)		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	

R7まで	R8から
1班 → 4班 →	① 1班
2班 → 3班 →	② 2班
5班 → 6班 →	③ 3班
7班 → 8班 →	④ 4班

* 班の再編成(8班体制から4班体制へ)により、令和8年度から役員の出番を変更する。

* 三役、監事、専門部の任期は2年制となっている(規約第14条)。

* 監事は三役、班長、副班長、専門部長を兼任出来ない(規約第12条)。監事は議決権を有しない(規約第24条)。

* 役員会は毎月開催する(施行規程第11条)。役員会は役員をもって構成する(規約第16条)。

* 役員会は役員(会長、副会長、会計、監事、班長、副班長、専門部長)をもって構成する(規約第16条)。

* 班長、副班長の再任は可能とする(施行規程第10条)。

別表1 (松本市松原第6町会規約施行規程第10条第1項関係)

